

市第85号議案

横浜市中心職業訓練校条例の一部改正

横浜市中心職業訓練校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心職業訓練校条例の一部を改正する条例

横浜市中心職業訓練校条例（昭和45年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和44年法律第64号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 2 条中「において」を「の」に改め、「普通課程及び」を削る。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を削り、第 9 条を第12条とし、第 8 条を第11条とし、第 7 条を第10条とする。

第 6 条中「において」を「の行う」に改め、同条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「失業者、転職希望者その他の求職者のうち次の各号に掲げる者」を「求職者」に改め、同項各号を削り、同条を第 8 条とする。

第 4 条を第 7 条とする。

第 3 条の見出し中「科目」を「訓練科」に改め、同条中「において行なう」を「の行う」に、「科目」を「訓練科」に改め、同条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(訓練校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第 3 条 法第15条の 6 第 3 項の条例で定める職業訓練は、求職者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(職業訓練の基準)

第 4 条 法第19条第 1 項の条例で定める職業訓練の水準の維持向上のための基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能 (高度の技能を除く。次号において同じ。) 及びこれに関する知識を習得しようとする求職者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 6 月以下の適切な期間であること。
- (4) 訓練時間 総訓練時間 (教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間をいう。) が12時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。

(無料とする職業訓練)

第 5 条 法第23条第 1 項第 3 号の条例で定める無料とする職業訓練は、訓練校の行う全ての職業訓練とする。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、職業訓練の基準等を定める等のため、横浜

市中央職業訓練校条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市中心職業訓練校条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、職業能力開発校として、横浜市中心職業訓練校（以下「訓練校」という。）を横浜市中心区に設置する。

（職業訓練）

第 2 条 訓練校ののにおいて行う職業訓練は、普通課程及び短期課程の普通職業訓練とする。

（訓練校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第 3 条 法第 15 条の 6 第 3 項の条例で定める職業訓練は、求職者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

（職業訓練の基準）

第 4 条 法第 19 条第 1 項の条例で定める職業訓練の水準の維持向上のための基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする求職者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練期間 6 月以下の適切な期間であること。

(4) 訓練時間 総訓練時間（教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間をいう。）が 12 時間以上であること。

(5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(無料とする職業訓練)

第 5 条 法第 23 条第 1 項第 3 号の条例で定める無料とする職業訓練は、訓練校の行う全ての職業訓練とする。

(職業訓練の訓練科、期間及び訓練校の定員)

第 6 条 訓練校の行う職業訓練の訓練科、期間及び訓練校
第 3 条 において行なう職業訓練の科目
の定員は、規則で定める。

(休校日)

第 7 条 (本文省略)
第 4 条

(職業訓練の申込資格等)

第 8 条 訓練校に職業訓練を申し込むことのできる者は、求職者
第 5 条 失業者、
転職希望者その他の求職者のうち次の各号に掲げる者で、義務教育
修了程度以上の学力を有するものとする。

(1) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 2 項に規定す
る要保護者又はこれに準ずる者

(2) 母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 1 項
に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及
び同条第 3 項に規定する寡婦

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和 46 年法律第 68
号) 第 2 条第 2 項第 1 号に規定する中高年齢者

(4) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) 第 2 条第 1 号に規定す
る障害者

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が相当と認めた者
(第 2 項省略)

(職業訓練の許可)

第 9 条 訓練校 の行う 職業訓練を受けようとする者は、市長の許
第 6 条 において
可を受けなければならない。

(職業訓練の許可の取消し)

第 10 条 (本文省略)
第 7 条

(用途または目的外使用の許可)

第 11 条 (本文省略)
第 8 条

(用途または目的外使用許可の取消し)

第 12 条 (本文省略)
第 9 条

(費用)

第 10 条 訓練校において行なう職業訓練は、無料とする。

(損害賠償)

第 13 条 (本文省略)
第 11 条

(委任)

第 14 条 (本文省略)
第 12 条

職業能力開発促進法 (抜粋)

(国及び都道府県の行う職業訓練等)

第 15 条の 6 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 国及び都道府県 (第 16 条第 2 項の規定により市町村が職業能力
開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項にお
いて同じ。) が第 1 項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行
う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設 (以下「公共職
業能力開発施設」という。) 内において行うほか、国にあっては
職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業

訓練を、都道府県にあっては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによって行うことができる。

(第 4 項省略)

(職業訓練の基準)

第 19 条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあっては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)

第 23 条 公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（厚生労働省令で定める基準を参酌して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。）

(第 2 項及び第 3 項省略)